

平成23年10月 1日

取引先 各位

世紀東急工業株式会社

貴社製品納入の際の梱包材等の簡易化への取組みについて(依頼)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より弊社事業活動に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今は資源循環・省資源型社会の実現に向けての社会的要求が高まる中、廃棄物処理法の総則にもあるとおり、事業系廃棄物の減量化・適正処理については、事業者が自らの課題として取り組まなくてはならない事となっています。

つきましては、今後取引先の皆様におかれましては、弊社への工事資材納入の際には、下記の事例等を参考に、より環境負荷の少ない製品納入への格段のご配慮をいただきたくお願いをいたします。

(検討いただきたい対策事例)

- ・ 包装用ダンボールの減量化
- ・ 製品運搬用メッシュパレットの利用と持ち帰りの推進
- ・ 木材製パレットから紙製パレットへの変更
- ・ パレット類利用時の持ち帰り再利用の推進
- ・ 上記等対策事例の貴社利用運送会社への実施依頼

参考 廃棄物処理法（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。